

難病患者福祉見舞金について

【 申請について 】 ※申請に必要なものについては、次のページをご確認ください。

1 対象となる方(①②どちらも該当する方)

- ① 令和5年10月1日現在、石岡市内に住所のある方
- ② 厚生労働省で指定された難病 338 疾患のいずれかに該当し、指定難病特定医療費受給者証を交付された方または石岡市指定の診断書により令和5年10月1日以降も指定難病の継続的治療が必要と診断された方

2 申請受付期間 令和5年10月2日(月)～ 令和6年3月29日(金)

(土日祝日および年末年始閉庁日は除きます。)

3 難病見舞金 1人につき 年額 30,000 円

4 支給時期 支給決定から2か月以内に指定の口座へ振り込み

5 申請場所 石岡市役所 社会福祉課 障害担当

八郷総合支所 市民窓口課

【 注意事項 】

- ① **申請期間**(令和5年10月2日～令和6年3月29日)を過ぎてからの受付はできません。
- ② 指定難病特定医療費受給者証で申請するとき、有効期限が**申請日時点で有効期間外となっている受給者証はお取り扱いできません**。更新後の受給者証または石岡市指定の診断書で申請受付期間内に申請ください。(例: 令和5年12月1日に申請する場合、令和5年11月30日までの有効期のものはお取り扱いできません。)
- ③ 石岡市指定の見舞金申請用の診断書で申請・受付ができるのは、受給者証が該当しなくなった場合や申請・受付期間内に新しい受給者証が届かない場合などで、「**難病 338 疾患に該当**」し、「**継続して治療が必要**」と診断された方が対象となります。
- ④ 前年度石岡市指定の診断書で申請した方には診断書を送付しています。新たに受給者証を交付された方は、受給者証による申請方法をご確認ください。
- ⑤ 申請書類は、申請場所のほか、市のホームページからもダウンロードすることができます。
- ⑥ 申請書類には、**必ず日中に確認の取れる連絡先を記入してください**。確認が必要な時や書類に不備がある場合には、ご連絡をいたします。

【 お問い合わせ先 】

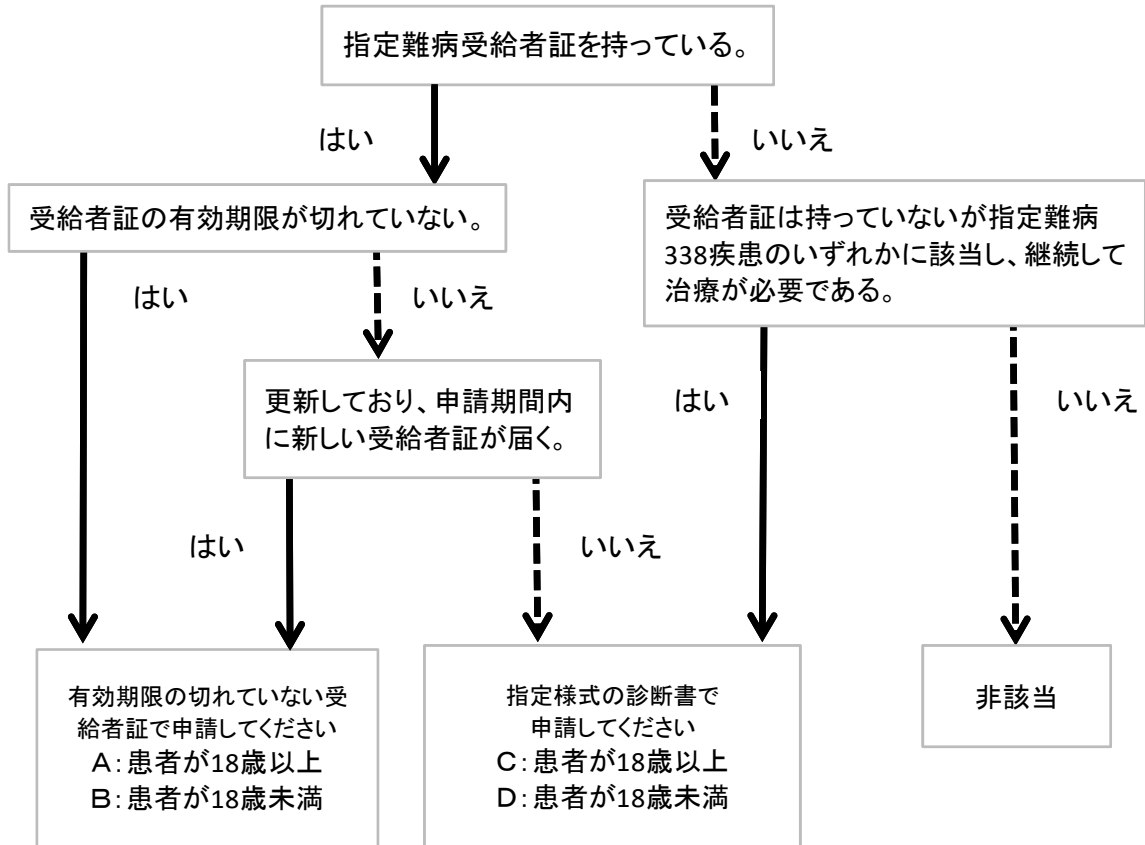
〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 社会福祉課 障害担当

☎0299-23-5569(社会福祉課直通) FAX 0299-27-5835

難病福祉見舞金の申請に必要なもの

申請に必要な書類を添付のうえ、申請期限内に申請ください。



難病福祉見舞金申請に必要なもの		A	B	C	D
①	認定申請書兼請求書	○	○	○	○
②	本人名義通帳 ※患者が18歳以上の場合	○	—	○	—
③	保護者名義通帳 ※患者が18歳未満の場合	—	○	—	○
④	指定難病特定医療費受給者証 ※ 申請日時点で有効期間内のもの	○	○	—	—
⑤	石岡市難病見舞金用診断書 ※石岡市指定様式	—	—	○	○